

シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

—先住民族ガバナンスからみた世界遺産—

小野 有五

(北海道大学)

北海道のシレットコ（知床）は、2005年7月、ダーバンでのユネスコの会議で正式に世界自然遺産に登録された。しかし、シレットコを世界遺産候補地として国内で決定する過程において、アイヌ民族はまったく関与できなかった。しかし、アイヌ民族の「代表」組織である「北海道ウタリ協会」だけでなく、アイヌ民族のいくつかのNPO団体がIUCN（国際自然保護連合）に対してシレットコ世界遺産へのアイヌ民族の参画を求める要請を個別に行ったことで、最終的にIUCNは、アイヌ民族がエコツーリズムを通じてシレットコ世界自然遺産の管理計画に参画することが重要であるという勧告を出した。本論ではまず、日本の社会において、このような異常とも言える事態が起きた要因を分析する。この分析にもとづき、アイヌ民族がおかれている現状を環境的公正とガバナンスの視点から考え、先住民族のガバナンスを実現する手段としてのアイヌ民族エコツーリズムの戦略について検討する。本論は、研究者が自らの「客観性」や「中立性」を重んじるあまり、自らを常に対象の外において現象の記述に終始し、研究者自身が問題に介入することを避けてきたことや、問題が一応の解決を見てから「研究」を始める、という姿勢への批判的視点にたっている。シレットコ世界遺産問題を具体的な事例として、研究者＝運動者という立場から今後の環境社会学の研究のあり方について考えたい。

キーワード：知床世界自然遺産、アイヌ民族、自然資源管理、ガバナンス、エコツーリズム、マオリ、研究者

1. 問題の所在と本論の視点

本論は、日本環境学会第32回セミナー（2005年12月10日、関西学院大学）でのシンポジウム「世界遺産という『肩書き』——ローカルとグローバルのほどよい関係をめざして」における口頭発表「シレットコ世界遺産におけるアイヌ民族のガバナンスとその実現に向けての取り組み」⁽¹⁾をもとに加筆したものである。

シンポジウム主催者の意図は、世界遺産という「肩書き」が何を意味するのかを問いかけ、「世界」遺産であるが故のグローバルな基準にもとづくさまざまな制約と、それによって生ずる指定地域のローカルな問題との「ほどよい関係」を環境社会学の視点から明らかにしよう、ということにあったと思われる。この問題設定は興味深い。シレットコ世界遺産の問題では、筆者は社会運動論からいえば当事者のひとりであり、研究者として問題を外から観察・記録・論文化した者ではない。そのような人間が、同時に研究者としての立場を維持し、論文を書くことができるかどうか、あるいは、環境社会的な研究とは、そもそも運動への参画なしに可能なかどうか、

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

を問いかけることも、このような問題を扱うときには、重要であると考え。

言うまでもなく、世界の先住民族は、つねに「研究」の対象であり、「研究者」の論文の素材とされることで、さらに「利用」され「搾取」され続けてきたからである。先住民族の立場に立てば、非・先住民族によって「研究」されることは、すでに拒否されている (Tuhiwai Smith, 1997)。これは運動を担っているものの視点でもある。運動者の立場にたつと、自らを客観的・中立的な立場において、運動を外から観察し、記述し、論文化すると称する「研究者」は不要であり、むしろ有害ですらあることも少なくない。それだけの分析力をもつ人間であるならば、人間として、なぜ自ら運動に加わらないか、という問いに彼らは答えないからである。運動に加担すると論文が書けなくなる、というのであれば、では、ひとつの論文を書くことと、ある運動を成功させることのどちらが重要か、という命題に行き着く。

研究は運動を成功に導くためにある、というのが筆者の立場である (小野, in press)。これは、“対象と研究者の「距離」を自覚しつつも、「運動」の「場」に身を投じる (調査をする) 以外に術はない”とする松村 (1995, 445) や、第三者的な研究は必然的に加害者のための研究でしかありえないとする宇井 (1974) の立場に近い。しかし、本論で述べる筆者の試みは、研究者は、たとえ運動を担っていても、研究者としては、運動に関して本質的に「よそ者」であり、「メタレベル」で普遍的な視点から、運動そのものを「評価」する可能性を追求すべきではないか、という鬼頭 (1998) の指摘に答えるものであるとも言える。運動の内にいる者としては、同時に研究者として、「メタレベルで、より普遍的な評価」を行い、それによって運動をさらに強化することに意味があるからである。

ここでは、『環境社会学研究』第 11 号で特集された環境正義や環境的公正 (とくに、池田, 2005 ; 細川, 2005 を参照) が問題となることは明らかである。もちろん、対立するさまざまなアクターのなかにあって、ひとつの運動体だけに加担すれば、ただちに何が正義であり公正かというジレンマに陥るであろう。しかし、現実の環境問題において、まず問われるのは、公正性や公開性といった原則的な規範である。そこにおいては、まず研究者が、それを保証させる運動を支援することが基本的に重要であろう⁽²⁾。

本論は、「シレットコが世界遺産の候補地に選定される過程において、アイヌ民族の存在がまったく考慮されなかった」という 21 世紀の日本の社会で実際に起きてしまった「事件」に対して、一研究者がどう対応し、このような「無視という差別」を打開するためにどのような運動を続けているか、という現状報告であるとも言える。この運動にも、当然のことながら、さまざまな問題があることは明らかであるが、そこから現在のアイヌ民族が抱えている問題、それを含めた日本社会全体が抱えている問題が逆照射されることによって、環境社会学の研究者がそれに対して何をなすべきかが議論されるようになることを望みたい。

2. シレットコ世界自然遺産の選定過程におけるアイヌ民族の不在

2.1. シレットコ世界遺産選定の過程

環境省は、白神山地、屋久島に続く日本第 3 の世界自然遺産候補地として国内のさまざまな地

域を調査し、2003年、シレットコ、小笠原諸島、琉球諸島の3ヵ所を選んだ。この選定過程では、最終的に遺産地域の評価を行うIUCN（国際自然保護連合）からも研究者が来日し、現地の聞き取りや調査を行っている。2004年1月30日、政府は最終的にシレットコを候補地に決定し、ユネスコの世界遺産委員会にその推薦書を送った。推薦書のもとになっているのは、環境省が中心になって作成した「知床世界遺産候補地管理計画」（環境省ほか、2004）であるが、このなかでは「知床」の地名がアイヌ語に由来することは書かれているが、遺産地域とアイヌ民族と関わりについてはまったくふれられておらず、「知床世界遺産候補地連絡会議」にも、アイヌ民族の団体は入っていない。そもそも、知床を世界自然遺産候補地に推薦する過程において、環境省や政府がアイヌ民族と話し合ったことは一度もなかったのである⁽³⁾。

2.2. 「問題」の不在性

アイヌ民族が、シレットコの世界遺産と自らの関わりを知り、世界遺産への参画を検討し始めたのは2004年2月以降のことであった。2004年1月末、日本政府によってユネスコに提出された推薦書や管理計画にアイヌ民族への言及がなく、管理計画へのアイヌ民族の参画がまったく考慮されていないことを知った筆者は、アイヌ民族の友人にそれを知らせるとともに、北海道ウタリ協会札幌支部の集会において、何らかの行動を起こすべきであることを訴えた。その時点では、北海道ウタリ協会の中心的な人びとでさえ、シレットコ世界遺産の重要性をほとんど知らなかったのである。

アイヌ民族からの異議申立てに対する環境省の弁明は、「知床の世界遺産地域には、常住するアイヌ民族がないので、考慮する必要はないと判断した」というものであった。これは、遺産地域の管理計画をつくる責任者の立場からすればもっともな判断ともいえるが、しかし、ほとんどすべての地名がアイヌ語からなるシレットコになぜアイヌ民族が常住していないか、という理由をまったく考えていないという点において、環境省の態度が根本的にアイヌ民族を無視したものであることにはかわりはない。

また、国がそのようにアイヌ民族の存在を無視するとき、その誤りを指摘して、国にアイヌ民族の存在を訴えるべきは北海道庁であり、アイヌ民族の権利や文化、福祉に直接、関わっているアイヌ施策推進室やアイヌ文化振興・研究推進機構であるはずであるが、これらの組織も国に対してアイヌ民族の参画を促す行動をとることはなかった。なによりも問題なのは、これらの組織が、世界遺産が先住民族にとってもつ意味を理解せず（あるいは理解はしていたかもしれないが）、それを当のアイヌ民族にまったく伝えなかったという点である。

もちろん、アイヌ民族の側にも問題がまったくないわけではない。たとえ北海道からの情報提供がなかったとしても、逆にそのことを問題化して、北海道や国に問うこともできたはずである。しかし、そのように言えば、「アイヌ民族が、和人と同等の教育を受け、同じような経済的・社会的条件をもっていれば、そのような批判は当然であるが、アイヌ民族の平等が社会のさまざまな側面で実現されていない現状では、それは、不当な批判である」といった反論もありうるであろう。日本の社会におけるアイヌ民族の大学進学率や、一般的な経済水準は和人に比べてなお低く（アイヌ文化振興・研究推進機構、2003）、法律家・弁護士・研究者といった、権利を主張するうえで有利に働く職業や地位についているアイヌ民族の数は圧倒的に少ない。先住民族と非・

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

先住民族の、情報に対するアンテナの数や感度は、対等とはいえないからである⁽⁴⁾。

したがって2004年まで、行政にとっても、当のアイヌ民族にとっても、世界遺産問題は、存在すらしていなかったと言える。そのようななかで必要なのは、「問題を問題として認識できる人間がまず動くべきではないか」という認識である。研究者こそ、そういう人間であろう。環境問題の多くは研究者によって発見されるのである。

3. 「問題」の具体化とその過程

3.1. 「問題」の認知と要請行動

シレットコ世界自然遺産では、何が問題なのであろうか。

「知床世界自然遺産地域には、常住するアイヌ民族がいないので、考慮する必要はないと判断した」という環境省の態度が、まさに根本的な問題である。それは環境省だけでなく、和人社会すべてに通底する問題といえる。いま、そこに住民がいないから問題にはならない、現地に住んでいない人間はそもそもアクターにはなれない、という判断は、「よそ者」論との関わりでもよく使われる論理である。しかし、それが先住民族にまで拡大されると、問題はさらに深刻になる。本来の居住空間を奪われている多くの先住民族は、彼らがもともと生活していた地域に現在住んでいる住民からすれば本質的に「よそ者」となっているからである。

そこで、まず地名や歴史を手がかりとして、アイヌ民族がシレットコにおける先住民族であること、いま遺産地域にアイヌ民族がいないことは、アイヌ民族の意思によるものではなく、和人による圧迫の結果であることを訴える必要がある⁽⁵⁾。そのような手続きなしには、自らの「正当性」すら主張できないのが先住民族のおかれている現状と言えよう。

2004年7月には、IUCNのデイヴィッド・シェパード保護地域事業部長がシレットコの現地を視察することになった。そこで筆者らが行ったのは、シェパード氏に電子メールや手紙を送り、アイヌ民族がシレットコ世界遺産の選定の過程で不当に無視されてきたこと、今後の遺産地域の管理計画にも入れられていないことをまず知らせるとともに、7月の来訪時にアイヌ民族との会見を要請することであった。

2004年5月にはニューヨークで、国連の先住民族問題に関する常設フォーラムがあり、それに出席した北海道ウタリ協会の理事によって、「シレットコ世界遺産登録にかかわるアイヌ民族関与の欠如に関する声明」が発表された。日本国内ではこのことは報道すらされなかったが、海外での反響は大きく、IUCNはこれによって初めてシレットコ世界遺産地域における「アイヌ民族問題」を知った。アイヌ民族は、これまでも国や北海道の対応の鈍さに対抗するために、国連を中心とする国際機関に差別や国内での問題を訴え、それなりの成果を上げてきた（たとえば、上村、2005）が、ここでもグローバルな機関でのアピールが、日本というローカルな地域を動かしたと言える。

こうした活動によって、2004年7月20日、ウトロでの公式レセプションの会場において、北海道ウタリ協会理事長と、シェパード氏の会見が実現した。しかし、この過程で、いくつかの問題が明らかになった。最大の問題は、アイヌ民族を支援すべき北海道庁が、逆に、IUCNに対す

る情報の伝達やシェパード氏とアイヌ民族との会見を積極的に支援しようとしないう、むしろ妨害しているという状況が見えてきたことであった⁽⁶⁾。

アイヌ民族の「代表」として、誰がシェパード氏に会うか、ということも問題であった。後述するように、現在のアイヌ民族の社会では、誰がアイヌ民族を代表するか、という問題は未解決なままである。しかし、国や北海道はアイヌ民族の最大の組織である北海道ウタリ協会がアイヌ民族を「代表」と考えているので、筆者らも、協会の理事長や主だった理事が中心となり、さらにシレットコ世界遺産問題に関心をもつその他のアイヌ民族関係者（北海道ウタリ協会委員で理事以外の者、あるいはアイヌ民族で非ウタリ協会員の者）も参加できるよう、北海道に対して働きかけを行った。

国連機関であるユネスコからの委託で、国際 NGO である IUCN を代表し調査に来るシェパード氏に対してシレットコ世界遺産へのアイヌ民族の参画を求める以上、相手には最大限の敬意を払い、正式に要請を行うというのが外交上のルールであろう。アイヌ民族側が、正装して上記のような複数の「代表者」がシェパード氏を出迎え、挨拶をしたうえで、要請を行いたいという要望をもったのは当然のことである。しかし、環境省も北海道もそれを拒否し、最終的には、北海道ウタリ協会理事長ひとりが、レセプションの会場で非公式にシェパード氏と話すことだけが許可された。

レセプションには、北海道から派遣されている北海道ウタリ協会の事務局次長（事務局長ともども、この職はつねに和人によって占められている）が常に北海道ウタリ協会理事長に同行し、立食パーティの合間にシェパード氏と引き合わせ、通訳も務めた。傍で聞いていた限り、シェパード氏からの主要な質問は「アイヌ民族はシレットコ世界遺産を歓迎するのか?」、「遺産地域には民族の聖地のようなものがあるか?」という2点であった。理事長は、最初の質問には「もちろん歓迎する」と述べ、第2の質問には「そのような聖地はない」と答えた。筆者もその後、パーティのなかでシェパード氏と2人きりで話す機会をつくったが、筆者の役割は、北海道ウタリ協会の理事および、上述したような関係者で作成した要請文書の英訳を手渡し、その意図を説明することであった。この要請文書は北海道ウタリ協会からの正式な要請文書となるはずのものであったが、北海道はそれをそのまま英訳せず、文書はきわめて簡略化されてしまったうえ、少なくともパーティの席上では手渡されなかったからである。

3.2. 北海道の対応

このように、北海道ウタリ協会からの要請行動がきわめて不十分なものとなったのは、北海道が、北海道ウタリ協会からの要請を積極的に支援しなかったためである。その理由は、すでにアイヌ民族ぬきで IUCN への推薦書を提出していた環境省やそれを容認していた北海道が、新たにアイヌ民族が関わることで問題が複雑化することを恐れ、できるかぎりアイヌ民族の関与を抑えようとしたためであろう。事業の多くを国の補助金や交付金に依存している北海道は、つねに国の意向を気にしており、それを優先する傾向があるからである。

北海道はまた、1997年のアイヌ文化振興法を受け、アイヌ文化の再生に向けての具体策として「イオル再生計画」⁽⁷⁾を打ち上げ、数年来、北海道ウタリ協会とその実現に向けて協議中であった。全道数ヵ所に、アイヌ文化の研究・普及施設を設置し、周辺でアイヌ文化を支える自然資

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

源（たとえば、伝統的な衣服を織るための植物資源など）の回復を目指す「イオル再生計画」は、アイヌ文化振興法にもとづく具体的な施策として画期的なものであり、その早期実現は、北海道ウタリ協会にとっての最重要課題であった。北海道はそれをたくみに利用し、北海道ウタリ協会が「イオル再生計画」の早期実現を望むなら、「シレットコ世界遺産」への関与を求めるな、という強い姿勢を北海道ウタリ協会に対してとったのである。

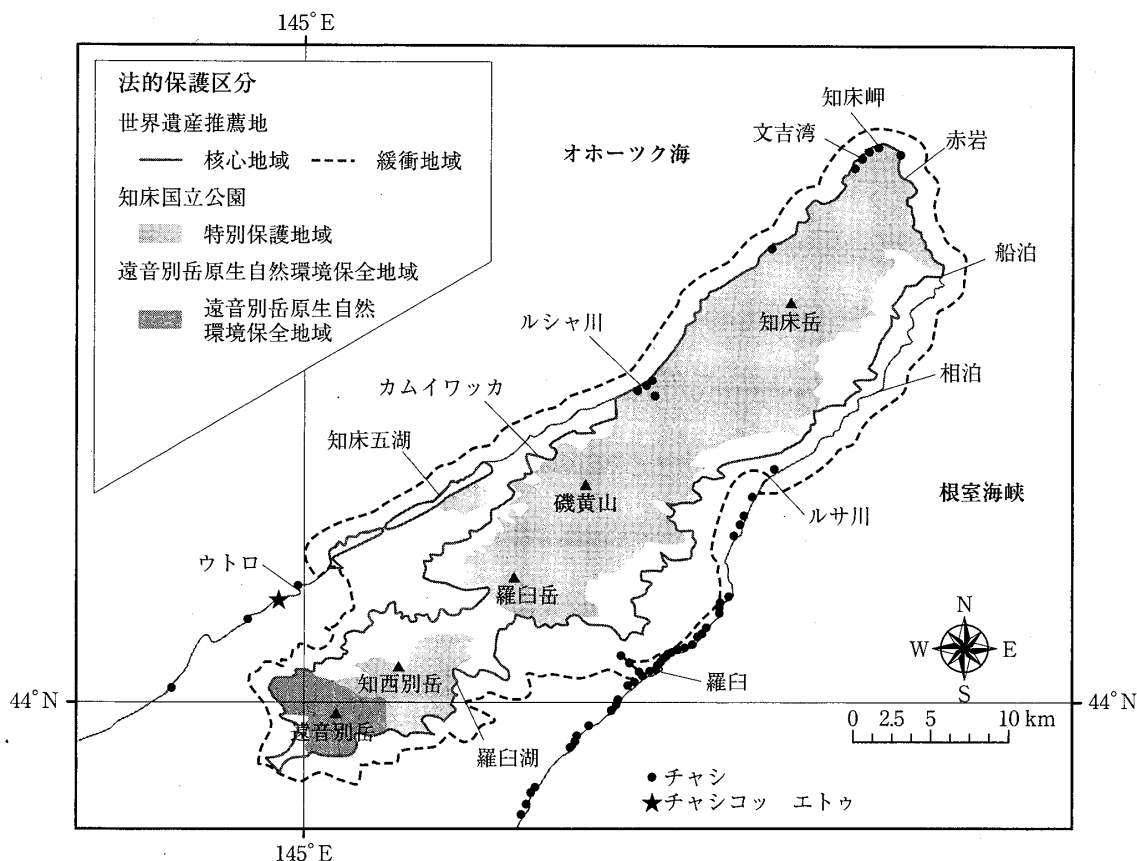
2004年7月20日の非公式な「会見」は、このような北海道の動きをみた北海道ウタリ協会の選択の結果であった。すでに複数の理事や、関係者から出されている「シレットコ世界遺産」参画への要請を無視することもできず、また「イオル再生計画」のために北海道の立場も尊重せざるをえなかった北海道ウタリ協会理事長は、IUCN側に最低限のメッセージを送ることで、双方の顔を立てたとも言えよう。

3.3. アイヌ民族 NPO による運動

しかし、北海道ウタリ協会のこうした対応に満足しないアイヌ民族の関係者は、それぞれが主導する NPO 団体（法人格ではない）を中心として独自の行動を始めた。「少数民族懇話会」、「エテケカンパの会」は IUCN に「シレットコ世界遺産」への参画を求める文書を送付し、さらに「ウハノッカの会」は、直接、スイスにある IUCN の事務局を訪問して要請行動を行った。これらの要請行動は大きな成果を上げ、IUCN 事務局からは、「アイヌ民族の関与を考慮したい」という回答を得ることができたのである⁽⁸⁾。

一方、北海道ウタリ協会のある会員は、北海道ウタリ協会事務局長が「シレットコ世界遺産地域

図1 シレットコ世界遺産地域の法的地域区分とチャシ



にはアイヌ民族にとっての聖地のようなものはない」と言明したことを聞いて不審に感じ、独自の調査を開始した。この調査の結果、北海道教育委員会がまとめているシレットコでの「チャシ」⁽⁹⁾の発掘資料（埋蔵文化財包蔵地調査カード）の存在が明らかになり、遺産地域には、「チャシ」遺跡が相当数、存在していることが判明した（図1）。これは、北海道教育委員会が1950年代から北海道内各地で行ってきた「チャシ」遺跡の発掘結果を簡単にまとめたカードであり、1枚のカードごとに、遺跡の位置を示す地図と、遺跡の概要、文献などが記されている。このような資料がありながら、環境省がIUCNに提出した推薦文書には遺産地域における「チャシ」遺跡の存在はまったく書かれていなかったのである。

これを受けて、北海道ウタリ協会の理事の一部や北海道ウタリ協会札幌支部⁽¹⁰⁾の会員の一部は、2004年10月、シレットコの遺産地域に入り、「チノミシリ」（アイヌ民族が崇拝の対象とした聖なる山）と思われる小山の前で、アイヌ民族の伝統的な行事である「カムイノミ」をするという、やや過激なデモンストレーションを行った。筆者は、IUCNへのさまざまな要請行動についてはアイヌ民族の当事者と話し合ったりえですべて支援したが、現地でのこのデモンストレーションについてはまったく聞かされておらず、寝耳に水であった。

この行動は、いくつかの問題を引き起こした。ひとつは、一行が立ち入り許可の必要な地域に許可を得ずに入ったこと、現地でのカムイノミのあと斜里町役場におしかけたことで行政側を困惑させ、話し合いを拒否する姿勢をとらせてしまったことである。もうひとつは、現在は北海道内の他地域に移住しているシレットコ遺産地域の旧住民により、札幌から「よそ者」が来て、カムイノミのような神聖な行事を自分たちの住んでいた地域で行ったと、強い不快感が示されたことであった。この抗議はある意味で当然ともいえるが、問題だったのは、その異議申立てが、デモンストレーションを行ったアイヌ民族に対して直接になされず、斜里町役場に対してなされたことであった。抗議した旧住民も、札幌から現地に立ち上がったアイヌ民族の人たちも、どちらも北海道ウタリ協会の会員だったのだから、この件は、本来、北海道ウタリ協会のなかで解決されるべき問題であったとも言える。それが行政側を巻き込んでしまったことで、行政側に、こういうゴタゴタが起きるから、なおのことアイヌ民族は管理計画には入れられない、という姿勢を強化させてしまったのである。

4. 排除の構造と研究者の役割

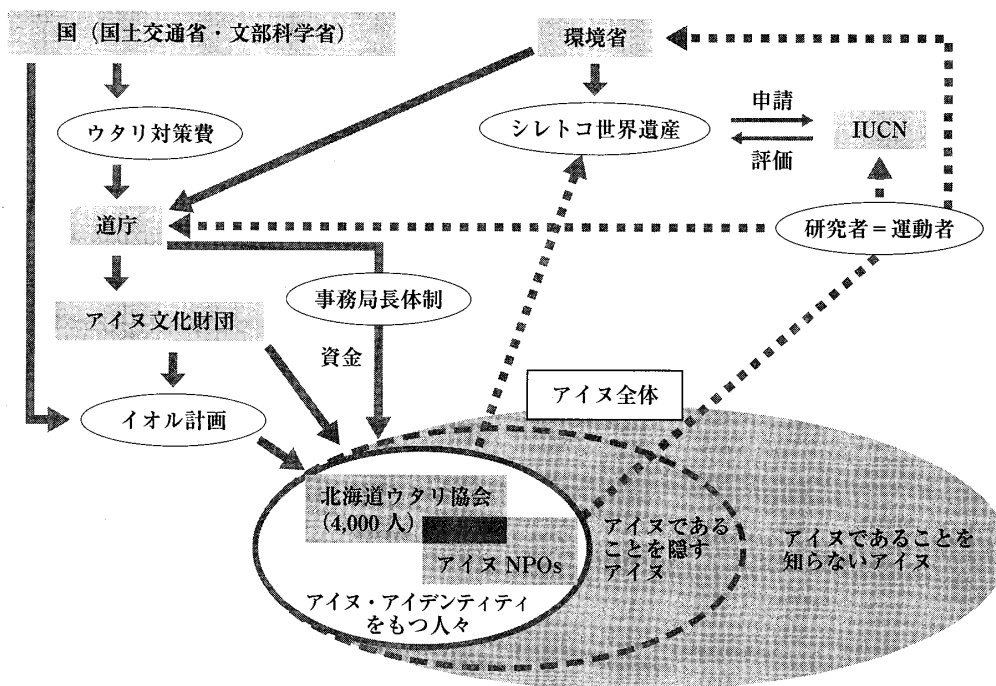
シレットコ世界遺産にアイヌ民族の参画を求めるこのような運動のなかで明らかになってきたのは、現在のアイヌ民族をめぐる社会構造的な問題であった。図2にそれを模式的に示す。

4.1. アイヌ民族の社会

現在、北海道に居住するアイヌ民族人口は、1999年のセンサスでは、約24,000人とされている。そのうち、北海道ウタリ協会の会員はほぼ約4,000人にすぎない。このほか、前述したようなアイヌ民族を代表とする小規模なNPO（法人格ではないのが普通である）の会員がいる。これらの小規模なNPOの会員には、北海道ウタリ協会の会員である人と北海道ウタリ協会には属

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

図2 和人が権力を独占する日本社会におけるアイヌ民族への支配構造と、研究者＝運動者の役割



さない人とかいる。それ以外は、アイヌ民族を中心とする特定の組織には属さないアイヌの人びとである。

北海道ウタリ協会のセンサスに記録された約 24,000 人の人びとは、自らをアイヌであると考え、また自分の同胞（ウタリ）に対してもそれを認めた人びと、すなわち、(A) アイヌであるという明確なアイデンティティをもつ人びとであると言えよう。しかし、それ以外に、(B) アイヌであることを隠している人びと、(C) アイヌであることをまだ知らずにいる人びとがいる。また北海道ウタリ協会に属しているのは北海道在住のアイヌ民族だけであり、東京や本州の他地域にいる (A) の人びとは、センサスには含まれていない。(B) や (C) のような人びとの数は、(A) の人びとより実際にははるかに多いと思われる⁽¹¹⁾。アイヌであることを社会的に明らかにすると、さまざまな面で不利益や差別を受ける状況が、今も続いているからである。

4.2. 支配の構造と研究者の役割

次に問題なのは、上述したようなアイヌ民族の社会が、和人を中心とする行政組織によって、完全に支配される体制になっていることである。国は、アイヌ民族に対し、さまざまな事業費を出しているが、それを監督するのが北海道であり、北海道は、北海道庁の生活環境部にアイヌ施策推進グループを設け、さらに和人が北海道ウタリ協会の事務局長と事務局次長のポストを占めることで、情報や予算（ウタリ対策費）を制約している、と言える⁽¹²⁾。このような体制のもとで、国からのすべての情報と予算は、一度、北海道によってコントロールされたうえで、アイヌ民族に伝えられるのである。一方、シレットコ世界遺産について言えば、その主務官庁は環境省であり、環境省は、北海道と密接な連携をもちつつ、IUCN との交渉を行うが、アイヌ民族の社会とはまったく関係をもっていない。したがって、北海道が伝えない限り、シレットコ世界遺産に関わる詳しい情報は、北海道ウタリ協会には入らない仕組みになっているのである。

このような現実を明らかにすることも環境社会学的研究であるが、筆者は別に研究したわけではなく、運動をしているうちにそのような構造がみえてきた、というにすぎない。研究者としては、このような支配構造をもたらした要因や政治的・社会的な力関係をさらに深く明らかにすべきであろうが、運動者としては、シレットコ世界遺産問題から完全に切り離されてきたアイヌ民族を、環境省や北海道、IUCNに結びつけることが、もっとも緊急でかつ重要な活動となる。図2に点線で示した矢印がそれであり、本来は研究者である人間が、運動者として果たす役割に相当する。すなわち、ここにおいて研究者は問題の外にいてではなく、問題を解決すべく活動しているひとつのアクターとして、問題の中に存在しているのである。

矢印は、アイヌ民族の社会にも向けられているだけでなく、支配的な立場にある環境省や北海道、IUCNにも向けられている。研究者＝運動者のアクターにとって重要なのは、運動の二重の意味での対等性ではないだろうか。重要なのは、日本社会のなかでアイヌ民族の社会全体が受けている不平等な位置づけをなくすことである。それは日本社会が抱えている不平等を正すことに他ならない。したがって、運動のベクトルは、必然的に日本社会それ自体に向けられることになる。それはまた、アイヌ民族から日本社会を見る視線を自ら見出すことでもあろう。

もうひとつの対等性は、アイヌ民族社会のさまざまなセクターとの対等性である。

前述したように、シレットコでは、旧住民と札幌からきたアイヌ民族とのあいだに対立が生じた。この旧住民は、訪ねてみると、もとはサハリンのアイヌ民族であった。アイヌ民族の社会には、北海道アイヌとサハリン・アイヌとの文化的軋轢も存在していたのである。また、実際には、北海道のアイヌ民族社会のなかでも、釧路アイヌ、上川アイヌ、日高アイヌといったそれぞれの出自の違いにもとづく軋轢もみられる。さらに、札幌や東京など大都市に住むアイヌと地方在住のアイヌとのあいだには、文化やアイヌ民族としてのアイデンティティに関してさまざまな相違が生じている。これらは、アオテアロア（ニュージーランド）における都市マオリと地方在住のマオリとのあいだに生じてくる文化的・社会的軋轢（深山，2005）に近いものである。北海道ウタリ協会札幌支部の人びとが地元におしかけて引き起こした問題は、サハリン・アイヌと北海道アイヌという出自の違いとともに、都市と地方という生活の場の違いがもたらした軋轢である可能性もあろう。

しかし、これらのさまざまな出自・背景をもつ人びとの総体が北海道のアイヌ民族社会をつくっていることを考えれば、研究者＝運動者の役割は、自ずと明らかであろう。図2に示したように、研究者＝運動者は問題の外にいてではなく、内にいるのであるが、全体の構造をこのように俯瞰するとき、研究者は、すでに外側からの視点をもっているとも言える。その視線は、鬼頭（1998）のいう「メタレベルのより普遍的な評価」に相当するとも言えよう。研究者は運動者として当事者であり続けながら、同時に、何がイシューであるかを明らかにすることによって、いま何をすべきかを、問題に関わるすべてのアクターに対等に提起する役割を果たすことができるのである。

4.3. 排除の構造

このような立場に立ったとき、アイヌ民族を排除する行政側の視点として、「アイヌ民族がひとつにまとまっていないこと」、したがって、「あるセクターと交渉をもつと必ず別のセクターか

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

ら文句がつけられ、行政の平等性が確保できない」ので、「けっきょく、最初からどことも話しをしないのが最善」⁽¹³⁾という、行政のいわば“事なかれ主義”が根強いことが指摘できる。実際にシレットコ世界遺産問題で生じたように、アイヌ民族が一体となって世界遺産への関与を要求し、管理計画への具体的な参画のあり方をアイヌ民族の側から提案できれば、国や北海道との交渉はより円滑に行われたであろう。行政側は、はじめから門戸を閉ざしているわけではなく、アイヌ民族側がそもそも「交渉のルール」をつくりえないでいることが問題なのだ、というのが行政側の主張である。

しかし、この主張には大きな問題がある。第1は、すでに指摘したように、シレットコ世界遺産問題においては、現在そこに住んでいるアイヌ民族がいないから、という理由で最初からアイヌ民族は排除され、情報すら伝えられていなかったという事実を、行政側が忘れてのことである。もちろん、そこには最初から、アイヌ民族を入れるとことが面倒になる、という考えや、自然遺産なのだからアイヌ民族は無関係なはず、といった思い込みがあったであろう。

1997年、差別的な「北海道旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下、「アイヌ文化振興法」と略して呼ぶ)が制定されたが、この法律は、差別的な法律を撤廃させ、アイヌ文化の尊重をうたった点では評価されるものの、法律の制定にあたって北海道ウタリ協会が政府に求めたようなアイヌ民族の先住権には一切ふれておらず、たんにアイヌ文化の振興だけを強調している点で批判されている(阿部, 2005: 46-47; 苑原, 1998)。ここでも、アイヌは「文化」であって、「民族」ではなく、まして、「先住権」は認められていないのだから、いま住民がいなければ、無視しても法律上はなんら問題がない、という行政側の基本的な考え方が貫かれているのである。

第2は、より根源的な問題である。すなわち、行政側が考える交渉や話し合いとは、双方の「代表」が行うものである、という暗黙の前提を、行政はアイヌ民族に押し付けている点である。これは、前述したように、代表制民主主義が政治や行政にとっては当然という西歐的発想を、先住民族に押し付けていることになる。もちろん、アイヌ民族には、他者によって書かれた歴史しかなく、自らの歴史や社会を自ら語る言説は口承文学化された『ユカラ』しかないので、この問題を軽々しく論じることはできないが、アイヌ民族社会では、これまで民族全体の「代表」は存在しなかったように見える。地縁・血縁をとともにする人々が集まって地域ごとに社会集団をつくり、互いに他の集団を牽制し、時には戦いながら、全体的な統一者や「代表」をつくらずに生きてきたのがアイヌ民族社会だとすれば、かたちだけ西歐化した日本社会のシステムを唯一絶対的なものとして押し付けることには根本的な検討が必要であろう⁽¹⁴⁾。

5. 世界遺産の管理と先住民族ガヴァナンス

図2に示したように、北海道ウタリ協会は最大の組織であっても、それはたんに会員数が最大というだけであり、その理事や理事長は、会員からは選挙で選ばれているものの、アイヌ民族全体から選ばれているわけではない。一般的に言えば、北海道ウタリ協会以外のアイヌ民族NPOができてきているのは、何らかの意味で、現在の北海道ウタリ協会では満たされないものがあるから

であろう。それらのなかには、北海道ウタリ協会と対峙する団体もある。こうした複数の「代表」が並立し、それらを統一しえない、あるいはしないでいる先住民族の社会と、「代表」による交渉相手の一本化を求める行政との関係はどのように調整されるべきであろうか。

ここでは、先住民族のガヴァナンスという視点から、この問題を考えてみたい。ガヴァナンスにはさまざまな考え方があがるが、本論では藤垣（2003）にならい、統治者－被統治者という二項対立ではなく、複数のアクターによる「共治」という意味で用い、問題解決のための秩序化を目指すプロセスに注目した概念（荒川，2004）として扱う。世界遺産をめぐる先住民族のガヴァナンスを考えた場合、アオテアロア（ニュージーランド）における先住民族マオリとパケハ（白人を中心とするニュージーランド植民者）による自然保護地域の協同管理（co-management）とそれをめぐる問題（Moller *et al.*, 1997）は、このような意味で大きな示唆を与える。複数のイウィ（部族）やハプー（準部族）に分かれ、それぞれが固有の文化的伝統をもつマオリ社会は、協同管理においても、単一の「代表」による政府機関や地方自治体との交渉や管理体制への参画を否定し、複数のアクターによる対等な協議や管理を求めているからである。

Coombes（2005）は、マオリの伝統を尊重したかたちでの協同管理をある程度までは評価しつつも、自然資源の協同管理を行うことによって、パケハ側が、本来、マオリが所有していたはずの土地権についての問題をあいまいにしてしまう傾向があることを批判している。保全生態学にもとづく種や生態系の管理も、それが先住民族による伝統的な管理に優先されると、結果的に保全計画から先住民族を排除する結果を生む（Hill and Coombes, 2004）からである。

本論で述べたような現状をみれば、アイヌ民族にあっては、シレットコ世界自然遺産の管理計画への参画そのものがまず問題であり、すでに曲がりなりにも協同管理を実現しているマオリが直面する問題点を論議する段階にまではいたっていないとも言える。しかし、参画をめぐって、先住民族の「代表」性が大きな障害とされるのであれば、複数のアクターとの対等な交渉を求めるマオリの協同管理手法は、シレットコでも参考にすべきモデルになるであろう。また、土地権の問題を反故にすることなく、むしろ、土地権回復への第一歩として、まず自然管理権を回復する、という戦略もあるはずである。

筆者らは、アイヌ民族が「シレットコ世界自然遺産地域での先住民族エコツーリズムの主体としての立場から遺産地域の自然資源の管理に関わる」という提案をIUCNに行ってきた。先住民族が自らの文化を主体的に発信するとともに、これまで外部資本や非・先住民族側に握られてきた観光業を自らのビジネスとして取り返し、先住民族としての経済的な自立、若い世代の雇用確保、文化の伝承を図るのが、先住民族エコツーリズムである。先住民族エコツーリズムを可能にするためには、当然のことながら、先住民族の伝統的な自然利用が保障されなければならない。アイヌ民族の伝統的な自然利用としては、サケの漁獲や河川の利用・管理権の回復が重要である（小野，2006；Ono *et al.*, in press）。すでにマオリ（深山，2003）やネイティブ・アメリカン（Ichikawa, 2001；市川，2003）は、先住民族の商業的な漁業権の回復にある程度まで成功している。国際的に、先住民族への対応を配慮せざるをえない「世界遺産」という「肩書き」において、まず先住民族エコツーリズムというビジネスの場におけるサケ漁獲を復活させ、ついで国の進めるイオル再生計画において権利回復を行い、最終的には、北海道内すべての河川におけるアイヌ民族の本来の漁獲権を回復しようという戦略である⁽¹⁵⁾。

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

複数のアクターとの対等な交渉，という点に関しては，さまざまな利害関係にあるアイヌ民族の人びとの参画を可能にする方法として，地元シレットコの北海道ウタリ協会斜里支部と羅臼支部を中心に，「シレットコ先住民族エコツーリズム研究会 (Siretoko Indigenous Eco-Tourism Research Union: SIPETRU)」を2005年4月に立ち上げた。この組織は，地元の2つの支部が中心となることで地域の利益を優先させるとともに，札幌にある北海道ウタリ協会本部との連携も維持する。一方，「研究会」という独自の立場は，北海道ウタリ協会以外の人びとに対しても，研究会の主旨に賛同する限りそこに参加することを可能にする。研究会は2005年7月1日よりシレットコでのアイヌ民族エコツアーを始めている⁽¹⁶⁾。

2005年7月14日，ダーバンでのユネスコの会議でIUCNは，シレットコを世界自然遺産として認める公式文書において，「アイヌ民族の代表者たちが，たとえば北海道ウタリ（アイヌ）協会などを通じて，伝統的な儀式や世界遺産として推薦された地域の利用にかかる適切なエコツーリズムの開発を含めたかたちで，推薦地域の将来の管理に関与することが重要であると考えられる」という勧告を出した⁽¹⁷⁾。この勧告は，IUCNへの要請を行ったアイヌ民族の意向を最大限に尊重したものと見える。

注

- (1) 本論では，行政で一般に慣用されている場合には知床の漢字を用いるが，アイヌ民族側の立場にたつてそれを扱うときには，できる限り「シレットコ」とカタカナで表記する。知床はまったくの当て字であり，アイヌ語のSiretoko (Sir 大地+etoko 末端) は，岬の意味であって，知る，あるいは床という意味は，まったくないからである。筆者らは，アイヌ語地名の平等な併記を求める運動を行っている(小野，1999)。
- (2) もちろん，たとえば公開性という，環境社会学では普遍的な「正当性」と考えられている価値観も，先住民族の立場にたつと必ずしも正当ではなく，大多数を占め，支配的な勢力である西欧・先進国での「正統性」にしかすぎない場合があることは，細川(2005:58)が，ハインドマーシュ架橋事件を例に指摘しているとおりである。民主主義そのものについても，同様のことがいえる(たとえば，Tuhivai Smith, 1998)。細川(2005)が先住民族を「弱いもの，美しきもの，異なるもの」ととらえる視線を批判しているのは正しい。「運動を支援する」という言い方に，パターンリスティックな含意があると批判することも可能であろうが，筆者がここで言いたいのは，そのような姿勢で先住民族を支援する，ということではなく，われわれ自身にとって，避けて通るべきでない運動を支援する，という意味である。
- (3) 自然遺産であっても，先住民族の権利への主張が強く，実際の権利回復も進んでいるニュージーランド(マオリ語ではアオテアロア)のトンガリロ世界遺産は，まず世界自然遺産に指定されたのち，1993年には世界文化遺産に指定され，初めての複合遺産地域となった。これはトンガリロが地域のナティ・トゥファレトア，ナティ・ランギ両部族にとって天地創造神話のある聖地であること，入植者による自然破壊を恐れた部族の首長ホロヌク・テ・ヒュウヒュウ・トゥッキノIV世が，地域の自然保全を条件に，1887年，トンガリロ地域の土地を植民地政府に譲り渡し，それによってトンガリロがニュージーランド最初の国立公園となった歴史が評価されたためである。またアポリジニーにとっての聖地であるオーストラリアのウルルーに対しては，その登攀に対して観光客に自粛をうながすなど，実際の自然管理計画に地域の先住民族が関わっている。このようなグローバルな現状に対して，日本というローカルな社会は，世界遺産に関してアイヌ民族を最初から排除していたことになる。
- (4) たとえば，近年，行政側は，資料をネットで公開したり，意見をネットで公募することが多いが，ネットへのアクセスはまだ平等に確保されているとはいえない。これは，途上国の住民まで視野に入れ

れば、情報へのアクセスの平等性は、環境社会学の大きな課題であろう。一方、情報へのアクセスができるにもかかわらず、それをしない、という選択もありうる。情報にアクセスしないほうが悪い、という決め付けもまた、注2で述べたような問題をはらんでいる。

- (5) 2004年9月20日に札幌アイヌ文化協会などの主催で行われた「第23回アシリチュップノミ」(川を遡上してきた最初のサケをカムイに捧げるアイヌ民族の伝統行事)のパンフレットに、筆者は「アイヌ民族と世界遺産」(小野, 2004)と題して、アイヌ語地名からシレットコのみならず北海道におけるアイヌ民族の先住性を認めさせることの重要性を訴えた。
- (6) 行政側の対応についてのこのような評価は、以下に述べるような、北海道ウタリ協会からIUCNに向けての働きかけの過程で筆者が実際に見聞きした事実、北海道ウタリ協会の複数の会員の発言にもとづいたものである。
- (7) イオル(イウオロともいうiwor)は、アイヌ民族の狩猟などに際してのなわばりと考えられており、流域単位でかなり広い面積を確保し、アイヌ民族の伝統的な儀式などの必要な自然資源を再生・回復することを目的にしている。
- (8) 2005年3月8日、朝日新聞朝刊参照。
- (9) チャシは、土壕・土壘からなるアイヌ民族など北海道の先住民族の遺跡であり、その機能は、戦闘用の砦、カムイ(神)との交流の場、聖地、見張り場などであったとされている(宇田川, 2003)。
- (10) 北海道ウタリ協会は、北海道の各地域に54の支部をおいている。多くの会員をもち、北海道ウタリ協会ある札幌を拠点とする札幌支部は、そのなかでももっとも有力な支部といってもよい。
- (11) 1936年には、わずか11,000人とされたマオリの人口は、1985年には約8万人に、2002年には約50万人にも増大した(ビシヤラ, 2003:21)。この事実、社会的条件が改善され、先住民族であることを恥じたり、また隠す要因がなくなれば、先住民族アイデンティティを表明する人の数は急増することを実証している。
- (12) 対策という日本語は、ほんらい何か悪いことに対して、それを克服する策を立てるという意味であり、アイヌ民族への対策を立てるといふ言い方自体が、実は構造的な差別になっている。
- (13) 「 」内は、環境省や北海道、地元自治体など、シレットコ世界遺産問題に関わる複数の行政担当者が、交渉の場をつくらうとするときに直面するアイヌ民族の問題点として指摘するときによく用いる言い回しを要約した。
- (14) 『元史』から知られる1264-1308年の元との戦争では、一時はアイヌ側が優勢でアムール河下流域まで攻め入ったとされており、そのような他民族との戦いにおいて、民族の統一や「代表」の選出があった可能性はある(榎森, 2003)。また13-17世紀においてアイヌ諸部族の首長の勢力はきわめて大きく、イオルの統率者としての「乙名」とよばれる長は、各集落のなかから選出されていたが、民族全体の統一者や「代表」はなく、アイヌ民族は、地域ごとに成立した社会集団として存続していたといえる。このことから、河野(1996:283-85;1999:17-20)は、「アイヌ民族」というひとつのまとまりをもった民族の存在そのものを否定しているが、この考えには同意できない。たとえばマオリにおいても、伝統的には「マオリ」という統一の民族概念はなく、歴史的に存続してきたのは地域ごとのイウイ(ネイティヴ・アメリカンのトライブに相当する)や血縁集団としてのハプでしかない(ヘナレ, 2004)が、彼らは、それが植民者(パケハ)側からの呼称にすぎないことを知りつつ、自らを「マオリ」と呼び、民族のアイデンティティとしているからである。「統一」や「代表」を拒むエートスが先住民族に共通している、という考え方(中沢, 2003:146-48)もさらに検討されるべきであるが、アイヌ民族においては、和人による村落コミュニティ(コタン)の破壊、強制移住、病気、負債などの社会的要因が政治的な組織化を阻んだ、という多原(2006:200)の見解を支持したい。
- (15) 日本政府は、1878-80年にかけて北海道内の主要河川でのアイヌ民族によるサケ漁すべてを禁止した(多原, 2006:126-29)。以後、アイヌ民族のサケ漁業権は回復されていない。この意味で、アイ

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

ヌ民族はいまだに明治10年代の状態におかれている。環境社会学ではコモンズ論がさかんであるが、アイヌ民族からコモンズを奪ったままでいる日本社会をまず論じるべきであろう。

(16) 図1★印チャシコッ エトゥを中心に実施しており、成功しつつあるマオリ・エコツーリズム(青柳, 2004:2006)をモデルにしている。口頭発表ではその内容を紹介したが、紙幅の制約から、詳細については稿を改めて報告したい。<http://www.sipetru.jp>を参照。

(17) 勧告の原文はユネスコのウェブサイト http://whc.unesco.org/archive/advisory_body_evaluation/1193.pdf で読むことができる。

文献

アイヌ文化振興・研究推進機構編, 2003, 『アイヌの人たちとともに——その歴史と文化』。

青柳光郎, 2004, 「エコツーリズムは、なぜ心地よいのか/先進地ニュージーランドで学ぶ奥深さ」『朝日総研レポート』2004年9月号:16-30。

———, 2006, 「ニュージーランドで観光を考える/先住民, マオリの参入相次ぐ」『朝日総研レポート』2006年1月号:27-40。

阿部ユボ, 2004, 「アイヌ民族の復権運動」39-49, 上村英明・藤岡美恵子・中野憲志編『グローバル時代の先住民族』法律文化社。

荒川 康, 2004, 「自然環境をめぐる問題の位相」『環境社会学研究』10:75-88。

ビジャラ, I. 2004, 「心の命じるままに Me Kii taku ngakau——Let my heart speak」10-26。

Coombes, B., 2005, “Will comanagement resolve the contestation of state conservation practices in New Zealand?”, Abstract of Hokkaido University-University of Auckland Joint Symposium “Hokkaido: Towards Coexistence between the Natural and Human Environments,” 7。

榎森進, 2003, 「北東アジアからみたアイヌ」菊地勇夫編『蝦夷島と北方世界』吉川弘文館:126-166。

藤垣裕子, 2003, 『専門知と公共性』東大出版会。

深山直子, 2003, 「マオリ漁業権の獲得に向けて——1986年テ・ウェエヒ裁判を中心に」『社会人類学年報』29, 59-82。

———, 2006, 「マオリ社会の都市化と都市マオリ集団の形成」前川啓治・棚橋訓(編)『オセアニア講座世界の先住民族:ファースト・ピープルズの現在09』明石書店:132-46。

Henare, M. 2000=2004, “Sustainable social policy,” Boston, J., Daziel, P. and St. John S. eds., *Redesigning the welfare state in New Zealand*, マヌカ・ヘナレ「持続的な社会政策」柴田英昭・福地潮人監訳『ニュージーランド福祉国家の再設計』法律文化社:51-81。

Hill, St., and Coombes, B. 2004, “The limit to participation in dis-equilibrium ecology: Maori involvement in habitat restoration within Te Urewera National park,” *Science and Culture*, 13:37-74。

細川弘明, 2005, 「異文化が問う正統と正当——先住民族の自然観を手がかりに環境正義の地平を広げるための試論」『環境社会学研究』11:52-69。

市川守弘, 2003, 「アメリカインディアン法の生成と発展(主権とサケ漁猟権と中心として——アイヌ法確立の視座として)」日本弁護士連合会編『現代法律実務の諸問題』第一法規:997-1025。

Ichikawa, Morihito, 2001, “Understanding the Fishing Rights of the Ainu of Japan: Lessons Learned from American Indian Law, the Japanese Constitution, and International Law,” *Colorado Journal of International Environmental Law and Policy*, 12(2):245-301。

池田寛二, 2005, 「環境社会学における正義論の基本問題——環境正義の四類型」『環境社会学研究』11:5-21。

環境省・林野庁・文化庁・北海道, 2004, 「知床世界遺産候補地管理計画」。

- 鬼頭秀一, 1998, 「環境運動/環境理念研究における『よそ者』論の射程——諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に」『環境社会学研究』4: 44-58.
- 計良智子・計良光範・河野本道・田中美智子・成田得平・猫宮さえ子・花崎泉平・村山トミ・山田順三, 1998, 『新版 近代化の中のアイヌ差別の構造』明石書店.
- 河野本道, 1996, 『アイヌ史/概説——北海道島および同島周辺地域における古層文化の担い手たちとその後裔』北方新書.
- , 1999, 『「アイヌ」——その再認識 歴史人類学的考察』北海道出版企画センター.
- 松村和則, 1995, 「有機農業の論理と実践——「身体」のフィールドワークの探求」『社会学評論』45: 437-51.
- 中沢新一, 2003, 『熊から王へ』講談社メチエ.
- 小野有五, 1999, 「アイヌ語地名の併記を考える」『ことばと社会』1: 78-86.
- , 2004, 「アイヌ民族と世界遺産. 札幌アイヌ文化協会」アシリチェップノミ実行委員会編『第23回アシリチェップノミ』札幌アイヌ文化協会: 12-19.
- , 2006, 「教育のための世界先住民族会議@アオテオロアに参加して」『先住民族の10年 News』121: 12-13.
- 小野有五(編)『先住民族のガバナンス——自治権と自然環境の管理をめぐる』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター.
- 小野有五 in press, 「人間を幸福にしない地理学というシステム」*E-GeoJournal*, 1(2). http://www.soc.nii.ac.jp/aig/home_J.html
- Ono, Y., in press, Umezawa, M., Ishii, P., Yuuki, K., Nishihara, Sh., and Fujisaki, T., “Recovering Ainu governance in the Shiretoko World Natural Heritage area in Japan through education and training for the Development of Indigenous Ecotourism,” *Proceedings of the 7th WIPCE*.
- 苑原俊明, 1998, 「いわゆるアイヌ文化振興法について」『八千代国際大学国際研究論集』10(4): 90-115.
- 多原香里, 2006, 『先住民族アイヌ』にんげん出版.
- Taipapa, T., Lyver, Ph., Horsley, P., Davis, J., Brag, M., and Moller, H. 1997, “Co-management of New Zealand’s conservation estate by Maori and Pakeha” *Environmental Conservation*, 24: 236-50.
- Tuhiwai Smith, L., 1998, *Decolonizing Methodologies*. Zed Books Ltd.
- 宇井 純, 1974, 『公害原論Ⅲ』亜紀書房.
- 上村英明, 2005, 「先住民族の国際10年」が生み出した希望, 現実, そして幻想」上村英明・藤岡美恵子・中野憲志編『グローバル時代の先住民族』法律文化社: 229-49.
- 宇田川 洋, 2003, 「チャシ」榎森進編『アイヌの歴史と文化Ⅰ』創童舎: 94-103.

付記 シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画運動については、阿部ユボ、多原良子、小川隆吉、小川早苗、清水裕二、結城幸司などの各氏、またシレットコにおける先住民族エコツーリズムについては、梅澤征雄、大木たかし、小川悠治、戸田幹雄、石井ボンベ、藤崎哲也、西原重雄などの各氏のほか、加納オキ、アイヌアートプロジェクトの方々に協力をいただいた。運動者として感謝を表明したい。先住民族ガバナンスの研究には、文部科学省科学研究費学術創成研究(2) 14GS0103「グローバリゼーション時代におけるガバナンスの変容に関する比較研究」(代表: 山口二郎教授)を使わせていただいた。また、本論を推敲するにあたって、査読者の西城戸誠氏および多原香里、深山直子両氏から適切なコメントをいただいた。あわせて研究者としての謝意を表す。

(おの・ゆうご)

小野：シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割

**The Participation of the Ainu People in the Management
of Shiretoko World Natural Heritage and
the Role of Researchers :
World Heritage Viewed from Indigenous Governance**

ONO Yugo

Hokkaido University

Kita 10 Nishi 5 Kita-ku, Sapporo 060-0810 JAPAN

The Japanese government nominated Shiretoko, a peninsula of well-preserved wilderness of Northeastern Hokkaido, which protrudes into the Ohotsuku Sea, as a World Natural Heritage site in 2004. However, the government completely neglected the Ainu people in the process of promoting Shiretoko for selection as a Heritage site. They tried to legitimize this attitude by emphasizing the fact that there are no Ainu inhabitants in the Heritage area at present. The Hokkaido Utari (Ainu) Association, which is regarded as the representative of the whole Ainu society, and other several Ainu NPOs sent an appeal to IUCN (The International Union for Conservation of Nature) to ask that the Ainu people be included in the management of the Shiretoko World Natural Heritage area. The appeal was upheld, and in selecting Shiretoko for World Natural Heritage status at a UNESCO Meeting in Durban, South Africa, in July 2005, the IUCN recommended to the Japanese government that indigenous (Ainu) people be included in the management of the selected property through indigenous ecotourism activities. I analyze first the reason why the Ainu people were initially neglected in the process of World Heritage nomination by the Japanese government. Secondly, I examine indigenous ecotourism as a strategy to recover the rights of natural resource use from the viewpoints of environmental legitimacy and governance. I also present criticism of the attitude of researchers in Environmental Sociology, who only describe and analyze the object from outside, but do not engage in the solution of environmental issues.

Keywords : Shiretoko world heritage, Ainu people, nature resource management, governance, ecotourism, Maori, researchers